



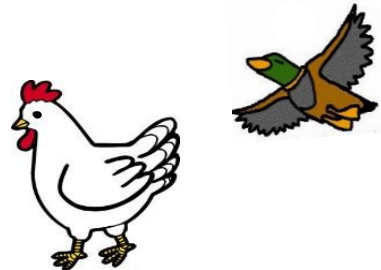
野鳥の糞から低病原性鳥インフルエンザウイルス検出

本年11月7日、徳島県で採取された野鳥の糞から、H5N3亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

今後、海外からの渡り鳥飛来が増すことに伴い、本病ウイルスが国内に侵入する危険性が増してきます。

以下の点に特に留意し、飼養衛生管理基準に従い本病の侵入防止対策を行ってください。

- ① 渡り鳥飛来地付近には立ち入らない
- ② 鶏舎入口での衣服・靴底の 消毒の徹底
- ③ 防鳥ネットの再点検と速やかな補修



- 1 家きんの**健康観察**：異状があった場合は速やかに**家保・獣医師に通報**する。
- 2 **手指、靴の消毒**を鶏舎毎に励行し、**関係者以外立入禁止**にする。
- 3 **防鳥ネット（網目は2cm以下）**を確認し、もし破れ等があったら補修する。
- 4 **飲用に適した水**を給与する。
- 5 **鶏舎、器具の清掃、消毒**を徹底する。
- 6 **衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録**を作成する。
- 7 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を把握する。

<環境省ホームページ：高病原性鳥インフルエンザに関する情報>

URL http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

<農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報>

URL <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>

**家きんに異状が見られたら直ちに
青森家畜保健衛生所にご連絡ください**

電話：017-764-1744

夜間・休日：090-2274-0474

下記の症状を呈している家きんを発見した場合、
ただちに家畜保健衛生所まで連絡してください。
毎日の観察を行い、発見の際は速やかに当所に通報して下さい。

● 高病原性鳥インフルエンザの『特定症状』

1. 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去21日間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。

※ただし、設備の故障、急激な気温の変化、火災、風水被害等の事情によるものであることが明らかな場合、この限りでない。

⇒**当所で確認しますので、必ずその都度、連絡してください。**

2. 特定の検査で A型鳥インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

～**特定症状のほか、このような場合にはすぐに通報を～**

- ▼急激に死亡数が増えた(症状を示さず死亡する場合がある)
- ▼5羽以上まとまって死亡している、またはうずくまっている
- ▼とさかや肉垂が暗青色になった
- ▼嗜眠、沈うつ状態
- ▼急激な産卵率の低下



図：鳥インフルエンザを疑う症状(嗜眠、とさかの腫れ等)を示す鶏